

公益財団法人高知県老人クラブ連合会役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第89条、同第105条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号、定款第26条の規程に基づき、公益財団法人高知県老人クラブ連合会の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等を支給する役員)

第2条 報酬等を支給することができる役員は次のとおりとする。

- (1) 常務理事
- (2) 税理士等の専門知識を有する監事
- (3) 学識経験者として選任された理事

(報酬の種類及び通勤手当)

第3条 常務理事の報酬は、本給、特別手当及び通勤手当を支給することができる。
2 税理士等の専門知識を有する監事については、年額240,000円を支給することができる。

(報酬の支払い方法)

第4条 常務理事の報酬は、その金額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき常務理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その者に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 常務理事が報酬の全部又は一部につき自己の口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 税理士等の専門知識を有する監事については、月20,000円を毎月10日までに本人が指定する銀行口座に振り込むものとする。
- 4 学識経験者として選任された理事が理事会に出席した場合には、日額9,000円を本人が指定する銀行口座に振り込むものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常務理事の報酬（特別手当を除く。）は、その月の月額の全額を毎月16日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、財団法人高知県老人クラブ連合会給与規程（以下「給与規程」という。）に準じて支給する。

(報酬の決定基準)

第6条 常務理事の報酬は、職員の給与に関する条例第4条第1項第1号に定める行政職給料表（別表第1）の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち6級に相当する額とする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当を支給する場合には、給与規程第8条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常務理事に支給する。

(特別手当)

第8条 特別手当は、給与規程第18条に定める職員の期末手当の支給基準に準じて支給する。

ただし、期末手当の額は、報酬額に100分の115を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては、100分の110を、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(日割計算)

第9条 新たに常務理事になった者には、その日から報酬（通勤手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

- 2 常務理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常務理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人高知県老人クラブ連合会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 10 日から施行し、同年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 20 日から施行し、同年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。